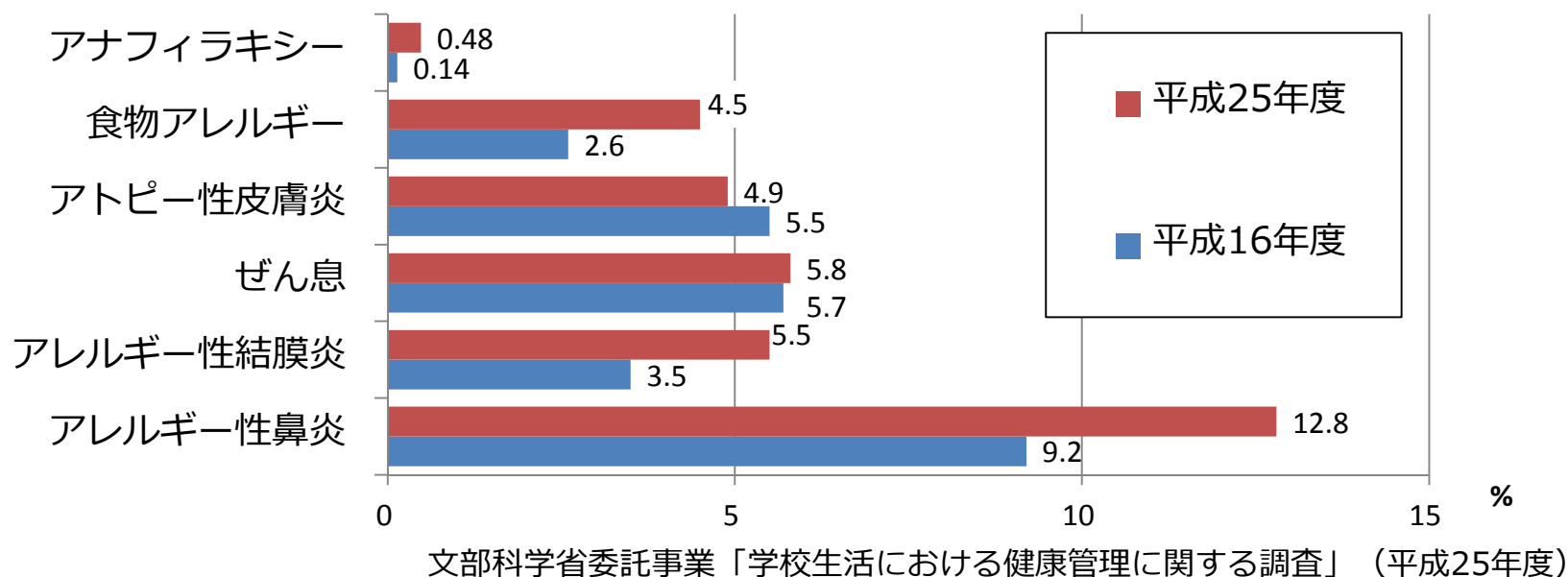


学校におけるアレルギー疾患対応 の基本的な考え方



児童生徒のアレルギー疾患有病率



- アレルギー疾患は決して珍しい疾患ではなく、学校には各種のアレルギー疾患の子供が多数在籍している
- 学校で給食を食べたとき、突然症状が現れる子供がいる
- 症状が急速に変化し、重篤な症状に至ることもある



正しい知識と適切な対応を身に付ける必要がある

～児童生徒が安心して学校生活を送るためには
全ての学校で取組が必要～

学校におけるアレルギー疾患対応の三つの柱

■ アレルギー疾患の理解と正確な情報の把握・共有

- ・「ガイドライン」、特に「学校生活管理指導表（医師の診断）」活用の徹底

■ 日常の取組と事故予防

- ・学校生活管理指導表の「学校生活上の留意点」を踏まえた日常の取組
- ・組織対応による事故予防

■ 緊急時の対応

- ・研修会・訓練等の実施
- ・体制の整備



名前		男・女	平成 年 月 日生 (歳)	学校 年 組	提出日 平成 年 月 日		
学校生活管理指導表 アレルギー「あり」(なし)	病型・治療	A. 食物アレルギー病型（食物アレルギーありの場合のみ記載） 1. 卵アレルギー 2. 牛乳アレルギー 3. 小麦粉アレルギー 4. アナフィラキシー病型（アナフィラキシーの既往ありの場合のみ記載） 1. 食物（原因） 2. 食物アレルギー重症化予防対策 3. 運動誘発アナフィラキシー 4. 皮膚病 5. その他（ ）				学校生活上の留意点 A. 給食 1. 管理栄養士 2. 保護者と相談し決定 B. 運動・教材を扱う授業・活動 1. 配慮不要 2. 保護者と相談し決定 C. 運動（体育・部活動等） 1. 配慮不要 2. 保護者と相談し決定 D. 宿泊や学校外活動 1. 配慮不要 2. 保護者と相談し決定 E. その他（ ）	※保護者 電話：
	緊急時の備えた処方箋	C. 薬物アレルギー病型（アレルギーありの場合のみ記載） 1. 喘息 2. アナフィラキシー 3. その他（ ）				※保護者 電話：	
	アレルギー「なし」	病型・治療 A. 病型 1. 過労性アレルギー性鼻炎 2. 季節性アレルギー性鼻炎（花粉症） 3. 気管支炎（時期） 春、夏、秋、冬 B. 治療 1. 抗ヒスタミン薬・抗アレルギー薬（内服） 2. 鼻噴用ステロイド薬 3. その他（ ）				学校生活上の留意点 A. 屋外活動 1. 管理栄養士 2. 保護者と相談し決定 B. その他（ ）	※保護者 電話：
記号日 年 月 日 医師名 医師職名 医師職名							

●学校における日常の取り組み及び緊急時の対応に活用するため、本表に記載された内容を教職員全員で共有することに同意しますか。
 1. 同意する
 2. 同意しない
 保護者署名： _____

学校のアレルギー疾患に対する取り組みガイドライン

(発行：日本学校保健会 監修：文部科学省 平成20年3月)

第1章 総論

1. すべての児童生徒が安心して学校生活を送ることのできる環境作りをめざして
2. アレルギー疾患とその取り組み
3. 「学校生活管理指導表（アレルギー疾患用）」に基づく取り組み

第2章 疾患各論

1. 気管支ぜん息
2. アトピー性皮膚炎
3. アレルギー性結膜炎
4. 食物アレルギー・アナフィラキシー
5. アレルギー性鼻炎



学校での取組プランや
緊急時対応マニュアルの作成、
日常の対応についての参考資料

(公財) 日本学校保健会のホームページから全ページダウンロード可能

http://www.gakkohoken.jp/book/ebook/ebook_01/01.pdf

「学校生活管理指導表」

ガイドライン
P.10～P.17

対象

学校における配慮や管理が必要な児童生徒

取組実践までの流れ

- ① 配慮や管理が必要な児童生徒の把握
- ② 対象となる児童生徒の保護者へ学校生活管理指導表を配布
- ③ 主治医等が学校生活管理指導表に記入し、保護者が学校へ提出
- ④ 学校生活管理指導表に基づく校内での「取組プラン」の検討（校内対応委員会）
- ⑤ 保護者との面談
- ⑥ 校内における教職員の共通理解
- ⑦ 症状等に変化がない場合であっても、配慮や管理が必要な間は、少なくとも毎年提出を求める（大きな病状の変化があった場合はこの限りではない）

- 情報は教職員全員で共有
- 日常の取組、緊急時の対応に活用
- 医師の診断に基づく、保護者と学校の共通理解の得られた取組の推進

学校給食における 食物アレルギー対応の原則

- 食物アレルギーによる児童生徒にも給食提供
* アナフィラキシーを起こす可能性のある児童生徒も含む
- リスク管理を最優先し、安全性を担保
- 教育委員会は統一の方針を策定し、各学校の取組を支援
- 医師の診断による「学校生活管理指導表」に基づいて対応
- アレルギー対応委員会等による組織的な取組
- 完全除去を原則とし、提供するかしないかの対応が基本



詳細は

平成26年文部科学省作成「**学校給食における食物アレルギー対応指針**」参照

アレルギー疾患の対応推進体制

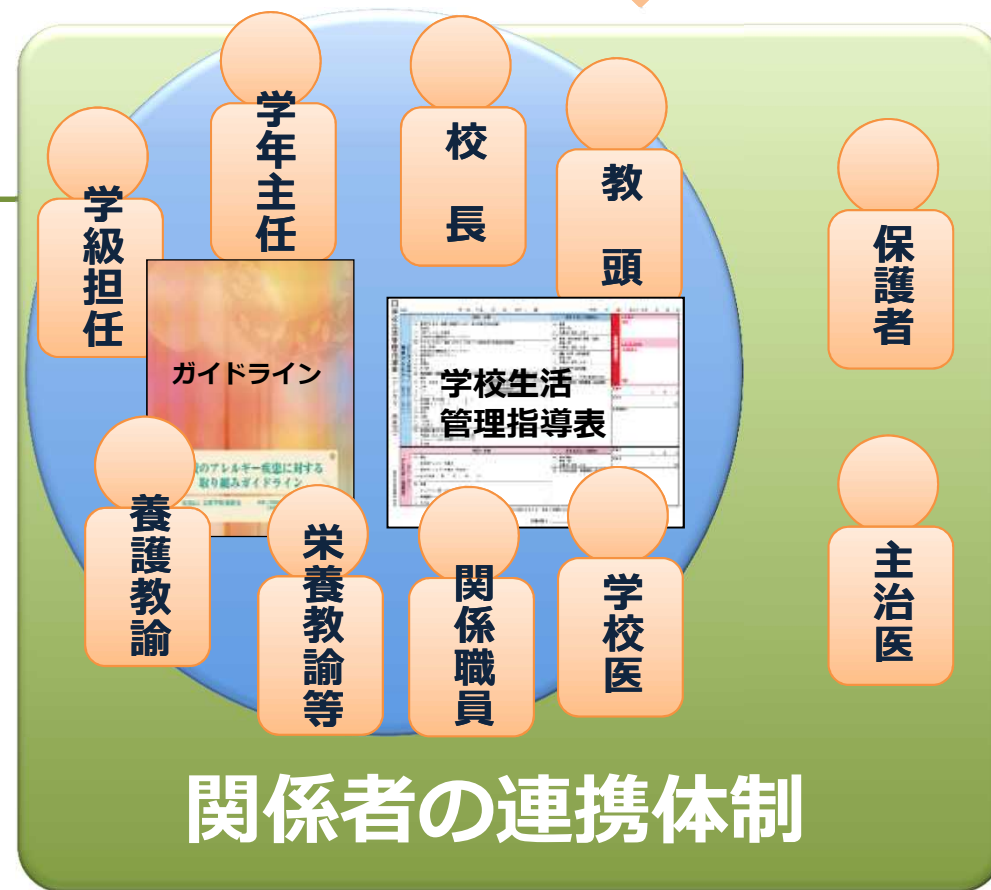
都道府県・市区町村教育委員会の役割

対応の指針
指導・支援

対応状況
報告

学校での対応

- ① アレルギー対応委員会の設置
- ② 全教職員で対応
- ③ 疾患の理解に向けての研修会・緊急時の実践的な研修の実施



教育委員会の役割

- ・基本的なアレルギー対応の指針を示す
- ・アレルギー対応の研修会の充実を図る
- ・各校の対応内容の把握、指導・環境整備を進める

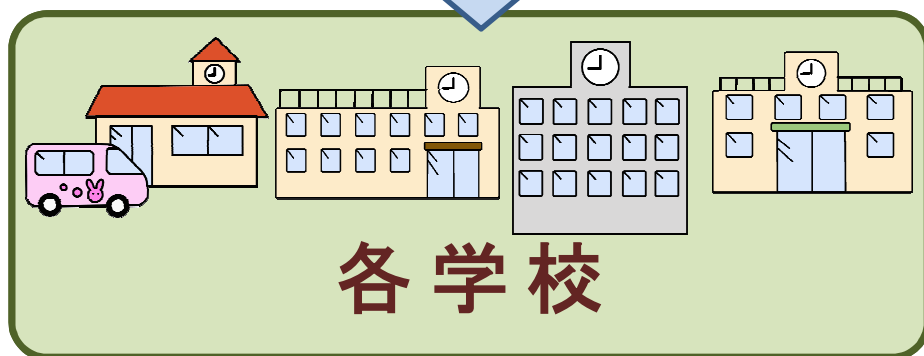
連携体制の構築

医師会等

消防局
消防本部

指針の内容例

- ・取組方針
- ・緊急時に備える情報提供
- ・取組プランや緊急時対応マニュアル作成について指導・助言 等



学校での対応

① アレルギー対応委員会の設置

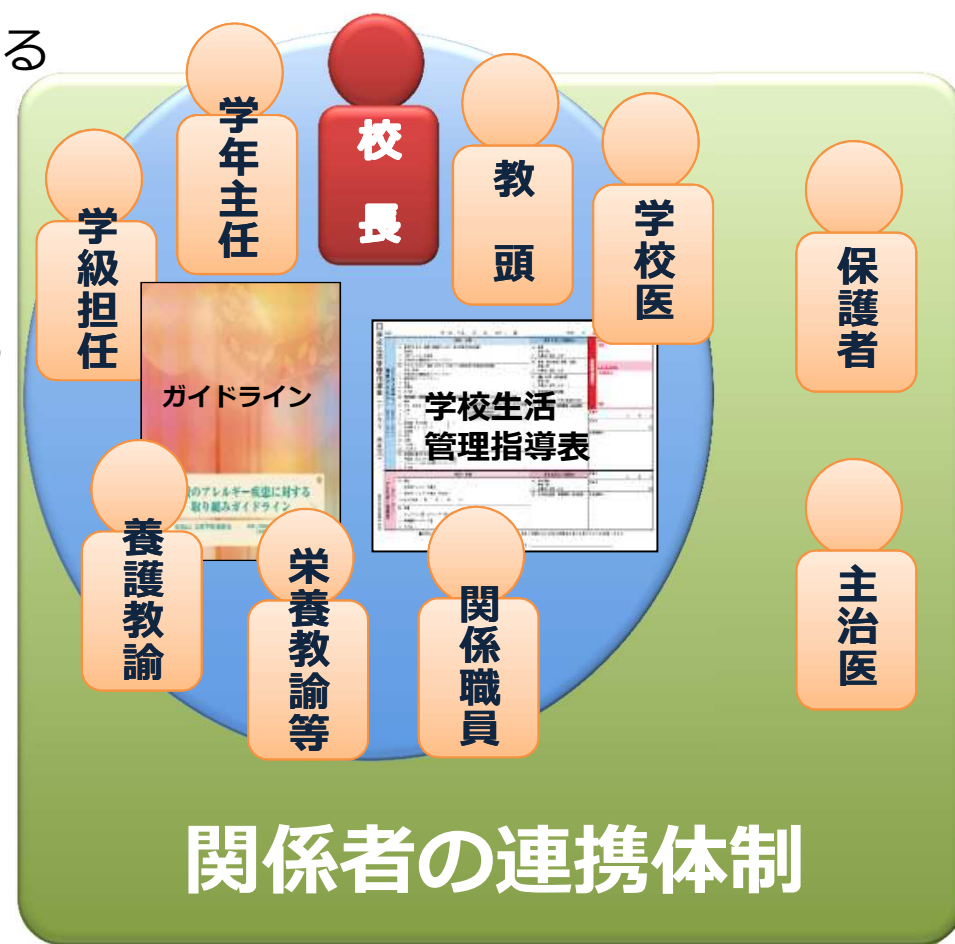
- ・ 具体的なアレルギー対応について、一定の方針を定める
- ・ 児童生徒ごとの取組プランを作成する
- ・ 症状の重い児童生徒に対する支援を重点化する

② 全教職員で対応

- ・ 特定の教職員に任せずに、組織的に対応する

③ 疾患の理解に向けての研修会・ 緊急時の実践的な研修の実施

- ・ DVD「緊急時の対応」等を活用する



緊急時の対応

緊急時の対応の体制づくり

- アナフィラキシー時の対応

➡ **DVD「緊急時の対応」**

- ぜん息発作時の対応

➡ **ガイドライン P.26～P.29**



「学校生活管理指導表」の
緊急時連絡先の活用

租 提出日 平成____年____月____日

緊急時連絡先	★保護者 電話:
	★連絡医療機関 医療機関名:
	電話:

定期的な研修と訓練の継続

＜緊急時連絡先＞

- 保護者の欄には、連絡を取ることができる家族の携帯電話番号も記入

➡ 緊急の対応を要する事態は、
学級担任や養護教諭の前で起こるとは限らない！

学校全体として取り組む体制が必要！！